

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

1

No.259 | Jan. 2023

生産性向上術

人事管理の
DXについて

新春スペシャル企画！

ぶらぶら徳田理事長と行く

富士山に向かって 飛翔するの巻

〈社長の履歴書〉平山建設株式会社 平山秀樹氏

〈労務のみらい〉ワーク・ライフ・バランス支援策

〈相続のあれこれ〉それは故意ですか？ミスですか？



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

新年おめでとうございます
旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございます
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

今年は10月からインボイス制度がスタートします
インボイス方式による消費税の申告納付が本来のあるべき姿では
ありますが、免税業者にとっては死活問題になりかねません
また、防衛費増額の中で急遽昨年末でできた増税議論も、今後
「増税」が大きなテーマとなることを予感させます

ご承知のように日本の財政赤字と国債残高は従来より問題となって
います

国債への依存度が増すにつれ財政の硬直化や財政支出への制約
など、日本経済に与える影響は少なくありません

日銀の実質的な国債引き受けが限界に近づきつつある中、どう
「増税」が全面にでてきた印象を受けます

今回の法人税や超富裕層への課税等では、税収として十分ではなく、
近い将来消費税率のアップに手をつけざるをえないのではないかと
思っています

マクロとしては、「増税」「不景気」「インフレ」が大きな流れになりそ
うですが、ミクロでいかに勝ち残るか、ミクロの「力」が試される時代が
来ているように感じます

今年もお客さまに「選ばれる」存在であり続けるために、お客さまの
ご要望にお応えする最高のサービスを心掛けてまいります

2023年 皆さまにとって素敵な一年になりますよう、心よりお祈り申し
上げます

2023年 新春
辻・本郷 税理士法人
理事長 徳田孝司

HAPPY NEW YEAR
2023

富士山に向かって
飛翔するの巻

いよいよ、2023年始まりました。コロナ禍での3回目の年明け。
不安や心配もありますが、そんなものは吹き飛ばしてしまおう！
ということで、「ぶらトク」新年版では、
富士山に向けてパラグライダーでフライトすることになりました。
風に乗れ！鳥になれ！
飛翔する辻・本郷に、今年もご期待ください。

帰ってきた「ぶらトク」

2023年の
抱負を語って
もらいました。

パラグライダー体験に参加したのは、このお二人

去年より、相続をメインに
担当することになりました。
今年もよろしくお願いします！
大宮事務所
相続センター長 税理士
小田桐 潤

まずは、健康第一。
そして、ステップアップの年に
していきたいです！
新宿HR事務所
コンサルタント 社会保険労務士
林 真実

新春
スペシ
ャル

ぶらぶら徳田理事長と行く

SCOPE | No.259
03



帰ってきた「ぶらつく」

富士山に向かって 飛翔するの巻

理事長と一緒にパラグライダー体験をしたのは、
小田桐潤さんと林真実さん。

緊張と期待を胸に、いざ朝霧高原へ。

当日は、天候にも恵まれ雲一つない青空。

3人は富士山に向けて、フライトすることはできたのでしょうか。

取材
協力

アサギリ高原パラグライダースクール

世界有数の広大な練習場を持つ、日本でも歴史のあるスクール。富士山の絶景を楽しみながらフライトすることができます。宿泊も可能です。

〒418-0101 静岡県富士宮市根原282-1
<http://www.asagiri-para.com/>



トロッコに乗って
レッツゴー！



サイコー!!
絶景!!

1 離陸準備

事務所で保険の書類などにサインをして、
約20分ほどトロッコ列車に乗って、離陸場所へ。



2 フライト！

インストラクターと一緒に
空中散歩を楽しむタンデムフライト。
操縦はお任せなので、
遠くの景色を眺めながらフライトを満喫できます！

飛んだ！



爽快だ～！

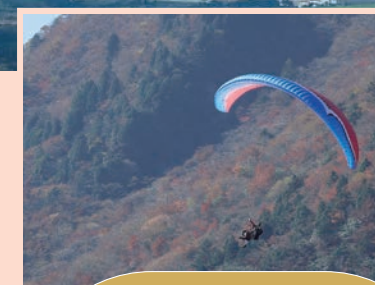


高いよ～



3 無事、着陸！

空中散歩、お疲れさまでした！



風に乗って
ゆったりと富士山を眺めながら
壮大な散歩を満喫しました！



傾く感じが少し怖かったです…。
空中でギャーギャーと
大騒ぎしてしまいました(笑)。

実は高いところは
苦手なのですが
楽しかったですね。
とにかく絶景でした！



ちゃんと
飛べるのかしら。
不安…。





社長の履歴書

34

President's
Resume

地元にしっかりと

軸足をおいた

経営を実践。



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、平山建設株式会社の

代表取締役社長 平山秀樹さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

平山建設株式会社
代表取締役社長

平山秀樹氏

120年の歴史を誇る 総合建設会社

創業1901年、120年にもわたる歴史を誇る平山建設株式会社。千葉県成田市を拠点とする総合建設会社です。成田山新勝寺の表参道のセットバック工事をはじめ、成田市に根づいた事業展開を行っています。代表取締役社長は4代目の平山秀樹さん。今では「成田に平山建設があってよかった」と思っていただけのように企業活動を行っています。平山さんがそう思うようになったきっかけとなる、一つの出来事がありました。

地元の祭りへの参加が 経営者としての岐路

成田市をあげて盛大に行われる成田祇園祭で、平山さんの地元の幸町の山車が火災にあって焼失してしまうという事件があったのです。若い衆は茫然とし、うなだれ

るのみ。そんな若い衆を励まそうと、ライバルの他町の山車が幸町の町紋の扇子を手に踊ってくれたのです。その励ましを受けて山車が入り乱れる祭りのクライマックスに、今度は山車を失った幸町の若い衆がお返しとばかりに、祭りを盛り上げようと一生懸命に踊って感謝を表したといいます。「この情景を思い出すと、いまだに涙が出てきます。成田を愛する姿に心を打たれました。地元の方の協力を受け、平山建設で翌年には山車を再建し、祭りに参加することができたのです。私も成田を愛し、成田のためにできることをしていこうと強く思いました」と、平山さんは当時を振り返ります。

ふるさとづくり、 街づくり、建物づくり

その後、平山さんは成田に軸足をおき、成田を基盤とした事業展開を心がけるようになりました。すると、それまでは接点がなかった地域のネットワークがつながるようになり、ビジネスチャンスが訪れるようになりました。

「当社では『成田のふるさとづくり、街づくり、建物づくり』を理念に、建設だけでなく幅広く地域に根づいた事業展開を行っています。私が入社した当時(1995年)は18億円だった売上は、2021年



センターホテル成田2R51

にはその3倍の53億円まで伸ばすことができました。成田市内に展開している株式会社ナスパが運営する3棟のホテルも好調で10億円もの売上を達成しています。すべては、地元成田に向きあい、成田のために何ができるか、真剣に取り組んだ結果だと思います」と、平山さんは語ります。

現在同社では、業務の効率化を実現するためにDX化を推進。経済産業省が行っている「DX認定」を取得しました。地元成田のために、さらなる進化を遂げていきます。しっかりと定まった軸足で未来を見据える平山建設。成田の成長とともに、今後も発展していくことでしょう。

BIOGRAPHY

1966年生まれ。
筑波大学卒業後、東急不動産に入社

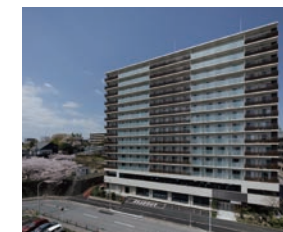
・1993年
米アメリカン大学ビジネススクールに留学

・1995年
MBA(経営管理学修士)を取得
平山建設に入社

・2005年
代表取締役社長に就任

平山建設株式会社

千葉県成田市に拠点を構え、地域とともに歩んできた総合建設会社。「ふるさとづくり、街づくり、建物づくり」をテーマに、集合住宅・戸建住宅・商業用施設・学校・病院・工場など、さまざまな建築を手がけている。
● <https://hirayama.com/>
● 千葉県成田市花崎町943番地1
● 0476-23-1111(代表)



成田祇園祭

経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

養老保険の取扱いと留意点



新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ

井上 雄太

役員や従業員を被保険者として会社名義で養老保険に加入していただくと、一定の保険は会社の損金になります。また、役員や従業員の資産形成にも役立ちますので福利厚生としても魅力的です。しかし、養老保険の税金の取り扱いは非常に複雑です。

法人で養老保険に加入する際は、死亡保険金の受取人を社員の遺族、満期保険金の受取人を会社にするタイプのものがあります。一般的にはハーフタックスプランと言われます。

保険金受取人		取扱い	留意点
死亡保険金	満期保険金		
被保険者の遺族	法人	1/2…積立金として資産計上	被保険者が退職された際はすぐに、解約または退職者ご本人の名義にしましょう。※2※3
		1/2…福利厚生費※1	特約を確認しましょう。※4
			期間中に被保険者の死亡があった時は積立金計上分が雑損失となります。
法人	法人	「積立金」として資産計上	全額資産計上のため、損金になりません。
被保険者の遺族	被保険者又はその遺族	「給与」として処理	被保険者に給与所得が発生し、所得税と住民税が上がります。
			役員は損金算入できない場合があります。
			会社で源泉徴収が必要です。

※1:保険の加入者は会社の社員の実態に即して勤続年数などの合理的な基準で決めましょう。合理性がなく社内特定の者を優遇するものとみなされる保険料は給与扱いとされる場合があります。※2:社外の者に支払う保険料は福利厚生として認められません。福利厚生規定が不合理とみなされ、その方のみならず全社員の保険料が否認される恐れがあります。※3:名義変更の際は解約返戻金額から保険積立金との差額を退職金等として処理することになります ※4:特約がある場合は、養老保険部分と別処理で損金算入について検討します。養老保険分とまとめて2分の1損金処理はしません。

受取人が法人の場合、解約時に解約返戻金、満期日に保険金が入金されるとき、保険金と積立金の差額が雑収入となります。生命保険が「課税の繰延」と言われるのはこのためです。

ハーフタックスプランの保険は長く働かれた役員や

従業員様の高額な退職金に充てる資金対策と、万が一死亡された場合も死亡退職金を支給することができるため、社員が長く会社に貢献される傾向が高い会社には非常に有効な福利厚生といえます。



会計を楽しく
分かりやすく

新宿ミライナタワー事務所
法人ソリューショングループ

至田 拓弥

12月は、キャッシュフロー計算書の概要を紹介させていただきました。

今回は、そのうちの「営業活動によるキャッシュフロー」について、もう少し詳しく説明させていただきます。

本業で稼いだお金が分かる

営業活動によるキャッシュフローを見ることで、商品の売上や仕入といった本業によって、企業がどれだけ資金を獲得したかが分かります。

営業活動によるキャッシュフローには直接法と間接法の2つの表示方法があります。直接法は、営業活動に関する現金収支をすべて算出したうえで表示することから、活動ごとの資金収支が明確に分かるというメリットがありますが、多大な時間と手間を要するというデメリットがあります。間接法は、税引前当期純利益から調整項目を加減算することで営業活動によるキャッシュフローを表示します。機械的な計算であるため、手間はかからないというメリットがありますが、活動ごとの資金収支は見えづらくなるというデメリットがあります。

営業活動によるキャッシュフローを見る際のポイントは、対象会社の業種の特徴を想定して資金の流れを見るということです。例えば、建設業のように、発注から売上、入金までの期間が比較的長期にわたる業種では、資金の支払が先行するため、営業活動によるキャッシュフローが少なくなっているように見えることがあります。一方で、小売業のように、現金売上が主流のビジネスでは、営業活動によるキャッシュフローは良く見えることになります。

また、「会計は意見、資金は事実」と言われるように、キャッシュフロー計算書はお金の本当の流れを示してくれます。損益計算書の営業利益は、入出金の有無ではなく、「発生主義」に基づいて、一定期間の損益が算出されますが、キャッシュフロー計算書は入出金の事実に基づいた「現金主義」で記載されているという特色があります。そのため、損益計算書の営業利益とキャッシュフロー計算書の営業活動によるキャッシュフローについて、「この2つの数値の差異が生じている理由は何か？」と考えながら比較してみると、会社の数値をより理解することができると思います。

今日のひとこと

「営業活動によるキャッシュフロー」とかけて、
「スクランブル交差点の信号機」と解く。その心は？
どちらも「赤になる前から注意が必要です」
おあとがよろしいようで。

労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 鈴木 裕貴 〕



ワーク・ライフ・バランス支援策

ダイバーシティ経営の環境整備としてワーク・ライフ・バランス支援策を講じる企業が増えています。

1. ワーク・ライフ・バランス支援策とは

ワーク・ライフ・バランス（以下、WLB）とは、「やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること」です（仕事と生活の調和推進官民トップ会議「ワーク・ライフ・バランス憲章」[2007]）。

ダイバーシティ経営を実現するためには、そもそも多様な人材が働ける環境を構築することが必要です。その手段となるものがWLB支援策です。

2. WLB支援策の効果

WLB支援策は個人にとっての意義が大きいですが、企業にとっての意義も見逃せません。たとえば、離職率の低下や採用コスト減を図ることができます。

3. WLB支援策に係る留意点

WLB支援策を検討する上では、企業にとっての意義も強調することが必要です。なぜなら、企業が個人にとっての意義のみを強調し、WLB支援策を福利厚生の一環あるいは福祉的制度の一種と位置づけてしまうと、企業にとって重荷となり、ひいてはその維持に支障をきたすからです。

WLBを実現するためには、働き方改革が必須です。そして、そこでは長時間労働の抑制に加え、柔軟な働き方を実現することが求められます。なぜなら、従業員の個々の事情を受け入れるためには、定型的・硬直的な働き方を変える必要があるからです。

長時間労働の抑制については、たとえば、終業時刻から始業時刻まで一定の時間を確保する勤務間インターバル制度の導入が挙げられます。また、柔軟な働き方については、従業員が始業・終業時刻を決定できるフレックスタイム制度や在宅勤務制度の導入が挙げられます。

WLB支援策の検討においては、以上のことを留意ください。



あれこれ
相続の
気にな
ちよつ
と

木村 信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

それは故意ですか？ミスですか？

1 仮装または隠ぺいすると税金が重くなる

仮装または隠ぺいすると税金がかなり重くなります。どういう場合にこの認定を受けるのでしょうか？

それは「外部から伺いいう特段の行為」があった場合です。具体的には、調査官にウソをつく、書類を偽造する、あるべき資料を見せない、調査に非協力、税理士に事実を伝えない行為等をいいます。今回は税理士に伝えなかった事実があったということで、税務調査の現場で重加算税がかけられた事案を紹介します。

2 納税者が相続手続きをした預金

納税者A（母親）は先に亡くなった息子Bの唯一の相続人であり、ある銀行で相続手続きを自らやり同じ銀行の自分A名義の口座にその相続預金（仮に1,000万円）を入金しました。その預金を税理士に伝えずに、それ以外の預金等の財産で税理士は申告書を作成して期限内申告をしました。

その2年後に税務調査が行われて、調査官から「自ら相続手続きをしましたね？」「その1,000万円を自分の口座に入金したのですよね？」「なぜ自ら手続きをしたこの1,000万円だけを税理士に伝えなかったのですか？」「それは最初から隠そうとしたからに違いない！」と認定されて重加算税がかけられてしまいました。

納税者は国税不服審判所に審査請求をしました。

3 高齢者の記憶はあいまいか？

審判所は次の事実を重視しました。「AはBの使用済み通帳も破棄できるのに調査の時まで保管していて調査官に見せている。相続預金を入金したA名義の預金口座も調査の時まで解約をしていない。調査官からこの1,000万円の財産漏れを指摘されると、特段の弁明をすることもなく事実を認め修正申告に応じている。」

その結果「Aはこれらの預金を税務署が容易に把握し得ないような他の銀行や、A名義以外の口座などに入金したのではなく、解約したこれらの預金と同じ銀行のA名義の口座に入金していたのである。相続財産と認識したうえで、あえてこれを伝えなかったとまで認めることはできない。だから重加算税の要件を満たさない」と判断しました。「認識していて、これを伝えなかった」ら故意になりますが「認識していて、伝え忘れた」のであればミスとなります。

実はAは極めて高齢（90歳くらいか）なので記憶が曖昧だったと思われます。



辻・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol.
35

越谷事務所

全国で活躍している辻・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第35回目となる今回は、越谷事務所からのレポートです。



越谷事務所は、東武スカイツリーライン越谷駅東口から徒歩2分、金融機関が集結するエリアに位置する住友生命越谷ビルの4階にあります。

越谷市は都内への交通の便が良く、ベッドタウンとしても栄えている街です。社用車により、沿線の駅から離れた地域のお客さまに対してもフットワーク軽く対応できる事務所です。

メンバーは現在、20代から60代と幅広い年齢層の14名が所属しております。以前は法人・個人事業主の顧問業務をメインとしておりましたが、お客さまの幅広いニーズにお応えすべく相続・遺言や事業承継のご相談も多くいただくようになりました。「税のことなら辻・本郷」「相続のことなら辻・本郷」の看板を背負って、日々の業務に励んでおります。

オフィスは角地のビルの4階で、窓が東側・北側の全面にあるので、とても開放感があります。また、移転(2022年10月)を機にフリーアドレス制を導入し、今まで以上に役職の垣根のない風通しのいい職場となりました。東側の窓からは、越谷市のシンボルの一つでもある「斜張橋」が見えます。お近くにお越しの際は、是非お気軽にお立ち寄りください！



越谷事務所 所長
菊地 達也

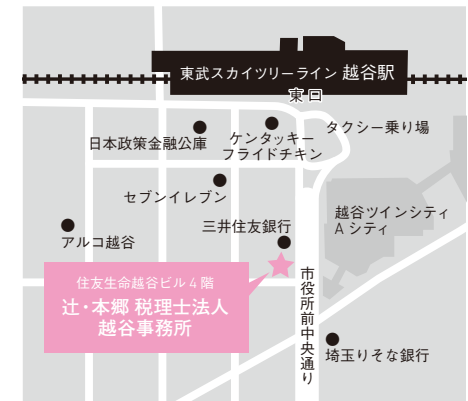
税理士。2013年入社。新宿・池袋事務所勤務を経て2020年より現職。趣味のゴルフ(月1ゴルファー)は、最近シャンクとバターでスコアが伸びずに悩んでいる。事務所近くにできたスクールに通うか検討中。

あなたの考える越谷の魅力とは？

越谷市は埼玉県南東部にある埼玉県人口第4位の中核市です。江戸時代に日光街道の越ヶ谷宿として栄え、現在は国内最大級のショッピングセンター イオンレイクタウンに年間5000万人の人が訪れます。住んでよかった街ランキングの5位にも入り、住環境のよい街としても発展し続けています。

➡ 越谷事務所

〒343-0816
埼玉県越谷市弥生町14-22
住友生命越谷ビル 4階
TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752



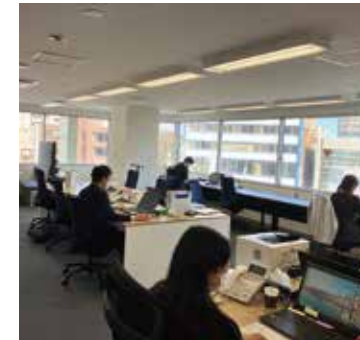
STAFF RECOMMEND



移転してシックな雰囲気の会議室に。会議にも身が引き締まります！(近藤)



一新したエントランスに「綺麗なオフィスですね！」とお客さまにも好評です。(岡井)



執務室は固定席からフリーアドレスへ。話す機会の少なかった人とも話せて新たな発見の毎日です。(飯川)



日本三大阿波踊りの一つである「南越谷阿波踊り」。毎年8月下旬の土日に開催されています！(坪田)



日本最大級の面積を誇るイオンレイクタウン。大人と子供だけでなくペットまで楽しめる施設です。(北村)



越谷のご当地キャラ、ガーヤちゃん。越谷市の名物「こしがや鴨ネギ鍋」をPRするために誕生。(三ツ井)

えびちゃんの



#32

生産性向上術

人事管理のDXについて



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、
辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

「**タレントマネジメント**」というワードを聞いたことがありますでしょうか？
従業員を戦略的にマネジメントする管理方法のことを指しています。

テレビのコマーシャルやタクシーに乗った時にも映像が流れているわね。
でもタレントマネジメントってどういうものなのかよく分からないわ。

そうですね。タレントマネジメントの目的は、従業員が持っているタレント＝「能力、才能やスキル」などの情報を一元管理して経営目標を達成するための経営戦略を、人事面から実現することにあります。企業の人材が流動的になってきた昨今では、急速に注目が集まっています。

限りある人材を適切に育成・教育して、効率的に人材のタレントを把握するのが重要かもしれないわね。

マネジメントの精度向上・戦略的人事の実現といったことに活用できると言われており、代表的な機能として以下の5つがあります。

①**情報管理・人材データベース機能**…タレントマネジメントシステムの基本的な機能で、プロフィールに加え、人事評価の結果・スキル・性格といったさまざまな情報を管理することができます。

②**レポート・分析機能**…従業員のスキルやプロフィールを用いた集計・比較・分析等が行えます。適切な配置や配属を考えるためのシミュレーション機能が備わっているシステムもあります。

③**コンピテンシー管理機能**…コンピテンシーとは、高い業績をあげている従業員の行動特性のことです。コンピテンシーを管理し、行動特性の基準を可視化することで、期待する人材像と従業員とのギャップを明確にして、従業員のパフォーマンスを向上させるといったことが期待できます。

④**育成計画策定機能**…職務あるいは期待される人材像とのギャップから、人材の育成計画を立案できます。この機能によりマネージャーが部下や自身の管理するチームの育成計画を策定したり、計画が実現されているかをチェックすることができます。

⑤**目標管理機能**…定性的な目標とそれに紐づく定量的な目標を企業・部署・個人の各階層で持たせたり、システム上でフィードバックを行うといったことができます。



えびちゃん



えびちゃん



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社

DXバックオフィス事業部 海老原（えびちゃん）まで ✉dx-backoffice@ht-tax.or.jp

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

セミナー一覧・お申し込み



令和5年度 税制改正セミナー

参加費無料

【視聴可能期間】

2023年1月26日(木) 11:30～2月1日(水) 17:00

法人向け

令和5年度税制改正（法人課税および周辺項目編）

◎講演時間：約30分

◎講師：辻・本郷 税理士法人 北千住事務所 所長 税理士 羽藤 徹夫

個人向け

令和5年度税制改正（個人課税および周辺項目編）

◎講演時間：約30分

◎講師：辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 井口 麻里子

【相続セミナー】国際資産税特集（第一回）アメリカの相続～プロベート制度とその回避策～

参加費：¥3,000

【視聴可能期間】2023年1月10日(火) 11:30～1月16日(月) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師：本郷法律事務所 オーナー、TH弁護士法人 パートナー 米国弁護士 本郷 友香先生

辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 島田 亮子

辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 井口 麻里子

【安積塾】令和5年度 注意すべき確定申告のポイント

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2023年1月12日(木) 11:30～1月18日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【専門講座】元国税不服審判官が語る最新資産税事例

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2023年1月19日(木) 11:30～1月25日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師：香取税理士事務所 所長 税理士 香取 稔先生

実務者必見！実行性の高い中長期経営計画の作り方

参加費無料

【視聴可能期間】2023年1月24日(火) 11:30～1月30日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師：辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 シニアマネージャー 公認不正検査士 林 雄一郎

相続セミナー

参加費無料

◎各会場時間共通：座談会 14:00～／相談会 15:00～
※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

令和5年の税制改正個人版【座談会】

【札幌】1月19日(木)

◎会場：かでの2・7

◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

【盛岡】2月2日(木)

◎会場：プラザおでって

◎詳細：盛岡事務所 019-604-6868

【新潟】1月24日(火)

◎会場：新潟日報メディアシップ

◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

【あざみ野】1月26日(木)

◎会場：たまプラザテラス

◎詳細：あざみ野事務所 045-902-0774

【名古屋】1月26日(木)

◎会場：ウインクあいち

◎詳細：名古屋事務所 052-269-0712

【関西】1月20日(金)

◎会場：梅田ダイビル

◎詳細：関西事務所 06-6110-5875

【広島】2月3日(金)

◎会場：合人社ウェンディひと・まちプラザ

◎詳細：広島事務所 082-553-8220

【福岡】1月25日(水)

◎会場：JR博多シティ

◎詳細：福岡事務所 092-477-2380

【沖縄】1月25日(水)

◎会場：沖縄県立博物館・美術館

◎詳細：沖縄事務所 098-941-3230



事務所一覧 | 国内79拠点・海外6拠点 (2023年1月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

カンボジア プノンペン
ミャンマー ヤンゴン
タイ バンコク
シンガポール シンガポール
アメリカ ロサンゼルス
ハワイ

九州・沖縄地方

福岡県 北九州事務所
福岡事務所
久留米事務所
大分県 大分事務所
熊本県 熊本事務所
宮崎県 延岡事務所
鹿児島県 鹿児島事務所
沖縄県 沖縄事務所

中国地方

岡山県 岡山事務所
広島県 広島事務所
山口県 長門事務所

関西地方

京都府 京都事務所
大阪府 関西事務所
兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

北海道 札幌事務所
青森県 青森事務所
八戸事務所
秋田県 秋田事務所
秋田南事務所
岩手県 盛岡事務所
遠野事務所
一関事務所
宮城県 仙台事務所
福島県 福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

中部地方

新潟県 新潟事務所
長岡事務所
上越事務所
富山県 富山事務所
福井県 坂井事務所
山梨県 甲府事務所
大月事務所
長野県 長野事務所
松本事務所
岐阜県 岐阜事務所
静岡県 静岡事務所
伊東事務所
愛知県 豊橋事務所
名古屋事務所
三重県 四日市事務所

関東地方

栃木県 宇都宮事務所
宇都宮西事務所
茨城県 水戸事務所
群馬県 高崎事務所
埼玉県 熊谷事務所
大宮事務所
越谷事務所
川口事務所
所沢事務所
千葉県 柏事務所
千葉事務所
船橋事務所
東京都 亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京事務所

オンライン相続事務所
銀座事務所
蒲田事務所
池袋事務所
新宿センタービル事務所
新宿ミライナタワー事務所
新宿HR事務所
代々木事務所
渋谷事務所
練馬事務所
吉祥寺事務所
立川事務所
府中事務所
瑞穂事務所
町田事務所

神奈川県 横浜事務所
横浜スカイビル事務所
センター南事務所
あざみ野事務所
大和事務所
湘南事務所
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

